

# 福彩支援ニュース 第1号

2014.7



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

## 【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel：048-960-0591 fax：048-960-0592  
北浦恵美 tel：04-2943-7578 fax：04-2943-7582



## 第1回口頭弁論、傍聴席満席の さいたま地裁101号法廷でスタート。

# 次回期日は9/24(水)に

福島原発事故で故郷を追われ、埼玉に避難された被災者6世帯16名が国と東電を相手に提訴した損害賠償請求訴訟「福島原発さいたま訴訟」の、第一回口頭弁論が、6月18日、さいたま地裁（協 由紀裁判長）で行われました。

開廷前から傍聴券を求める長い列が出来、満席の傍聴者が注視するなか、まず原告の意見陳述が行われました。原告男性は「今回の原発事故によって、私たちは、何気ない日常を一瞬にして滅茶苦茶にされました。もう、どうやっても元通りにはなりません。国や東電は、どう責任を取ってくれるのでしょうか。」「国も東電も、避難者の大変な被害について、きちんと責任を認めてほしいです。そして、一旦事故が起きたら、こんなひどい事になってしまうのだと、真剣に反省するべきです。私は、現在も避難生活を強制されて、それに対して国や東電が十分に責任を取っていないことが、悔しくて仕方ありません。」と、静かな口調のなかに強い憤りをこめて語られました。

続く原告代理人弁護士の意見陳述では、本件訴訟についての弁護団の基本方針を述べ、「本件は、国及び東京電力の本件事故に対する法的責任を明らかにし、被害者への十分な賠償を行うよう求める裁判であり、同時に、今後同じような事故を二度と起こさないため

の裁判」であることを、明確に訴えました。

代理人弁護士は、さらに国側の答弁書について、

- 1) 国側は訴状に記載された内容の記載が、国会事故調や政府事故調の報告書にあるという事実を認めるだけで、その記載されている内容について認否をしていない。
- 2) 訴状における原告の主張のうち、国が「否認する」部分について、一方的に否認するだけで、否認の理由を述べていない、

とその不誠実な態度を批判し、きちんと答弁するよう求釈明を行いました。国側代理人は書面の提出期日を決めることさえも渋りましたが、裁判長に促されて、やっと次回期日(9月24日・15時)が決まりました。なお、訴状における原告らの請求について、被告らはいずれも棄却を求めています。

現在、同様の損害賠償請求訴訟が、全国20都道府県で行われていますが、どの訴訟でも、原告に言わせるだけ言わせて、ずるずると引き延ばす被告側の姿勢が目立つそうです。後出しジャンケンを食らわぬよう、早めに被告側を土俵に引きずり出すべく、弁護団は戦略を練っています。

閉廷後、15時から近埼玉弁護士会館で報告集会が開かれました。法廷では意見陳述されなかった原告のお話や、弁護団からの補足説明、質疑応答などで、裁判に対する理解が深まりました。連携体制をとっている山形、新潟、群馬の弁護団からも、各地の取り組みについて報告がありました。

報告集会に続いて原告・弁護団を支援する「福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）」の結成集会が開かれました。これまで「準備会」として活動してきましたが、役員、規約が満場一致で承認され、正式に「会」としてスタートする運びとなりました。

呼びかけ人のひとりで、傍聴から参加くださった井戸川克隆さんから「事故は起こるべくして起こった」と国と東電への怒り、被害者の苦境を訴えるご挨拶をいただき、「福島原発かながわ訴訟を支援する会(略称：ふくかな)」事務局長・原告団長も駆けつけて下さって、連携の呼びかけがありました。

**次回期日は、9月24日(水)15時から、となります。**被告側が訴状に対する認否をおこなう重要な期日です。次回もまた、傍聴席を満席にしましょう。ぜひご支援をお願いします。

## 埼玉訴訟の概要(抜粋)

\*以下、第一回期日に行われた、訴訟概略についての原告代理人弁護士の説明と、原告および代理人弁護士の意見陳述を、順に掲載します。

### 1 訴訟の目的

- ①国及び東京電力に本件事故発生の法的責任があることを明確にすること、とりわけ、国の賠償責任を明らかにすること
- ②東京電力が定めた賠償基準や原子力損害賠償紛争解決センターが適用する賠償基準の限界を打破すること
- ③国に対し、本件事故の責任主体として、本件事故の被害者に対する補償制度を確立させること
- ④本件事故の原因を解明し、再発防止策を徹底させることで、この地球上で二度と同じ惨事を繰り返させ

ないようにすること

### 2 原告

福島県から本件事故によって避難した者及びその相続人6世帯16人(すべて区域内)

### 3 被告

東京電力株式会社・国

### 4 損害賠償請求の総額

2億3100万円(ただし、一部請求)

### 5 損害賠償請求の内容

慰謝料、不動産(住居・田畑)賠償及び弁護士費用

### 6 他弁護団との連携

山形、新潟、群馬弁護団と連携体制をとっている。

### 7 今後の動き

区域外避難者を含め原告が集まり次第、今後も順次提訴予定。



## 原告意見陳述(全文)

1 私と、妻、義母は、原発事故によって、元々住んでいた浪江町から避難し、事故から3年以上が経った今も、埼玉県内で暮らしています。

私たちは、現在も事故による被害は全く収まっておらず、事故の原因やどこに責任があるのかという事も曖昧なので、避難者の被害の全てについて、きちんと責任を取ってもらいたいと思い、今回、訴訟を起こし

ました。

## 2 訳も分からないままの避難

私たちは、事故の翌日である3月12日に、避難指示が出ているとの放送があり、避難先は浪江町の津島地区ということだけを聞かされ、訳も分からず、津島の活性化センターへ逃げました。

これは後で分かった事ですが、当時、既にスピーディが放射性物質が多く拡散する方向を予測していたようですが、津島地区は、まさにその多く拡散すると予測された方向にありました。

その避難所は、今も放射線検知器では常に高い数値が示され、そばを通ると、車の中でもピーピーと警報音がうるさいほどの場所となっています。

もしスピーディの情報が公開されていれば、私たちは津島の避難所に避難するようなことは無く、被曝は防げたはずです。

情報を公開しなかった国や東電は、避難者をコントロールするためであれば多少被爆しても構わないと考えていたとしか思えず、人の命をどう考えているのかと、思い出す度に怒りが沸いてきます。

## 3 過酷な避難生活

津島の活性化センターでは、救援物資が全然足りておらず、体育館の固い床の上で毛布1枚で過ごさなければなりません。食事は、小さいおにぎりを2人で分けて食べ、トイレは、人数が多すぎて水洗が壊れてしまい、穴を掘って用を足しました。

水が足りず、皿なども数が足りないため、洗わずに使い回し、衛生面がとても気になりましたが、避難者は我慢するしかありませんでした。

そのようなひどい環境や、自分達の身に何が起ころうとしているのかを理解できない不安もあり、夜はほとんど眠りにつくことができず、急激に体力が奪われていきました。

私たち家族は、3月15日に、津島の活性化センターから二本松の石井体育館に避難しました。石井体育館でも、固い床の上で毛布1枚で過ごさなければならず、外から風が吹き込んできて、部屋の中はとても寒く、一日中毛布にくるまっていたのですが、すぐに体調を崩してしまいました。

義母は、事故当時、87歳であり、腎盂炎の持病があって、足が不自由なため、避難所ではとてもつらそ

うでしたが、私たちは義母を楽にしてあげることではできませんでした。

義母は、一定時間毎に自己導尿をしなければいけないのですが、避難所では全くできていなかったのです。あの状況がもう少し続けば、義母はかなり危険な状況になっていたと思います。

私たちは、避難所で見たテレビのニュースから、原発が危険な状況であることを知り、すぐにでも原発から遠い場所に逃げたいと思い、埼玉に住んでいる弟に何度も電話をかけてやっと連絡が取れて、さいたまスーパーアリーナの避難所を教えてくださいました。さいたまスーパーアリーナへ避難する際には、県外には出られない、渋滞で動けない、道が走れる状態ではない、などの噂が飛び交い、一体、どこに逃げればいいのか誰も分からない中で、決断をしなければなりませんでした。

さいたまスーパーアリーナには、既に、多くの避難者が避難していて、私たちは、通路に毛布を敷いて、段ボールで仕切って生活しました。

義母は腎盂炎を患っているため、人工透析が可能な障害者センターに避難をしましたが、そこでも体育館のような場所で、大勢で生活する状態でした。

事故から3か月が経過しても、帰れる見通しは立たなかったため、長期間の避難先を考えなくてはならないようになりました。

私は、家族の健康や、命の危険から守るには、福島で生活していた様にはいかないまでも、誰にも遠慮する必要もなくストレスもかからない生活をしないとけいと思ひ、何とかお金を工面して、現在の自宅を購入しました。

国は、避難者が生活する場所として、仮設住宅を作りました。しかし、避難者は、それまで自宅で何不自由なく生活していたのに、突然転々と避難させられ、心身共に疲れ果てている状態にも関わらず、生活環境がまるで違い、狭くてプライバシーも保たれない様な所に入れてしまうというのは、多少の年寄りや体の弱い人は死んでしまっても仕方ないだろうとの考えだったのでないかと考えてしまいます。

東電や国は、原発事故によって、私の住んでいた家や生活を滅茶苦茶にしたのですから、避難者の生活を

事故以前の状態に戻す責任があるのは、当然ではないでしょうか。

#### 4 奪われた何気ない日常

私たち家族は、長年、事故前に住んでいた浪江町で暮らしてきました。

浪江町の自宅の近くには、私たち家族が長年行き慣れた場所がたくさんあり、全ての場所に、たくさんの思い出があります。

自宅近くにある丈六公園は、自然いっぱいの公園で、高低差のある1時間くらいの散歩コースがあったため、散歩するには丁度いい公園でした。

自宅の庭では、野菜や庭木を育て、庭いじりをするのが習慣でしたが、現在の自宅では、広い庭はないので、そんな楽しみはありません。

浪江町の自宅から海岸まではすぐの距離でしたので、私たちは、よく海岸線を散歩しました。埼玉には海がなく、以前のように気軽に海岸線を散歩することはできません。浪江町には、水のきれいな川もたくさんあり、夏にはシジミ採りを楽しみました。

自宅の近くには山もたくさんあり、頻繁に、山菜やきのこを採りに山に入っていました。1月はふきのとう、4月はワラビやタラの芽など、秋は栗やイナゴやキノコなどを採りました。

それ以外の季節にも、山菜の取れそうな場所を探索したりなどするために、大体、週に2回くらいの頻度で山歩きに行っていました。

仕事を引退して、毎日ゆったりと過ごしていた私たちにとって、山歩きは、まさに生きがいでした。

浪江町では、いつでも行きたいときにすぐに山に行くことができましたが、埼玉では近くに山がないので、費用と時間をかけなければ、山に行くこともできません。今は、生きがいだった山歩きができなくなってしまいました。

義母は、避難前は、ほぼ毎日、近所に住む友人を自宅に呼んで、お茶を飲みながら世間話をするのを何よりの楽しみにしていました。

しかし、原発事故によって、友人らとも離ればなれになったため、義母は、毎日、孤立した寂しい生活を送っています。

私たちが、義母の笑顔を見ることや笑い声を聞くこ

とも、少なくなりました。

避難後、余り外に出なくなった義母は、身体の衰えが進み、要介護2の認定を受けました。現在は、私と妻で、義母を介護しながら生活しています。

友人らに囲まれて楽しい余生を送るはずであった義母が今のような生活を送っていることを考えると、かわいそうでなりません。

ストレスを感じることなく、毎日の日常生活を楽しんでいた義母は、なぜ、こんな辛い思いをしないといけないのでしょうか。

私たちは、あの何気ない日常を取り戻したいだけなのです。

今回の原発事故によって、私たちは、何気ない日常を一瞬にして滅茶苦茶にされました。もう、どうしても元通りにはなりません。国や東電は、どう責任を取ってくれるのでしょうか。

#### 5 私たちの気持ち

私たち避難者は、避難をしたくてしたのではありません。動きたくもないのに、無理矢理、移動させられたのです。

勝手に私たちの生活を奪っておいて、きちんと責任を取ろうとしない国と東電は、一体、どういうつもりなのでしょう。

私たち避難者は、原発事故により、元々住んでいた場所での生活の全てが破壊され、自分の家に住む自由や好きな環境で生活する自由を奪われ、現在も、避難先で不自由な生活を送っています。

避難前は出来ていた趣味や生きがいが、現在は全く出来なくなっています。

この状況は、身体を縛られ、自由がきかない状態と同じです。

そうならば、せめて、その拘束に見合った責任を取ってもらうのは当然です。

また、帰れるか帰れないかは、国が勝手に決めるものではなく、避難者自身が決めることではないでしょうか。

将来的な健康被害は不明ですし、山林などの除染も全く手つかずの状態であり、放射性物質が風などで飛んでくることも十分あり得ると思います。

自分が住んでいる家から何キロも離れていない場所、例えば、ここからなら、浦和駅あたりに除染され



ていない山林があったとしたら、この裁判所のあたりに住みたいと思うでしょうか。

そんな状況では、元々住んでいた人が住めないとしたら、そこは住めない場所になったと考えるべきではないでしょうか。

そんな状態で帰ったとしても、事故前と同じ生活ができるはずがありません。それでも「帰れる」というのなら、まずは東電の本社を福島に持って行って、実際にそこで生活をしてみて欲しいぐらいです。

住む場所については、事故を引き起こした東電や国が、避難者全員の住宅を用意すべきだと思います。それが出来ないのであれば、事故前の自宅と全く同じものを調達することはできないので、せめて、避難者が、避難先で新たに住宅を購入できるようにすべきではないでしょうか。

国や東電は、今回の原発事故で、本当に大変な事をしてしまったという事を、もう一度よく考えてほしいと思います。

国も東電も、避難者の大変な被害について、もう一度よく考えて、きちんと責任を認めてほしいです。そして、一旦事故が起きたら、こんなにひどい事になってしまうのだと、真剣に反省すべきです。

私は、現在も避難生活を強制されて、それに対して国や東電が十分に責任を取っていないことが、悔しくて仕方ありません。

私たち家族や原告以外にも、原発事故によって避難させられた避難者は、たくさんいます。

裁判官の皆さんにおかれましては、避難者の被害の実態をご理解頂き、是非、正しい結論を下して頂くようお願いいたします。

以上



## 原告代理人意見陳述 (全文)

原告ら訴訟代理人 弁護士 中山福二他

訴状の内容について、原告ら代理人の意見は次の通りです。

### 第1 本件訴訟の意義

1 本件は、平成23年3月11日、東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所事故によって避難を余儀なくされた人、あるいはその相続人が、国及び東京電力株式会社に対して、慰謝料等の損害賠償の支払いを求めて訴訟を提起した事件です。

いうまでもなく、福島第一原発事故は、歴史上もっとも深刻な原子力施設事故の一つであり、我が国始まって以来最大の公害、環境汚染をもたらしました。

2 本件事故は、東日本大震災という大規模災害がきっかけとなって発生しました。

しかし、原子力発電所も、事故によって飛散した放射性物質も、自然に発生したのではなく、人間が作り出し、人間が管理していたものです。そして、ひとたび原子力発電所で重大な事故が発生すれば、広範囲にわたって多大な損害が発生するであろうことは、その管理者にとって明白な事実でした。

それにもかかわらず、本件事故が起こってしまったのは、このような危険な施設を設置し管理していた者が、災害に対する備えを怠った結果です。そして、福島第一原発を設置・管理する権限を持っていたのは、法整備を行って原子力事業を推進してきた被告国と、福島第一原発を稼働させることで利益を得ていた被告東京電力に他なりません。

3 現在、被告東京電力は、被害者の直接の請求に対する損害賠償を行っています。しかしこれは、被告東京電力が定めた賠償の基準に従って支払いが行われるだけのもので、加害者である被告東京電力が一方的に賠償金額を決めているという不条理なものです。また、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続も行われていますが、ここでの和解仲介の指針となっている基準も、十分な水準とは到底言えません。

被告らは、本件事故を発生させた責任が自分たちに

あることを認めないまま、本件事故と被害を過小評価し、真摯な検討と反省をせず、法律の規定に従って「仕方なく」賠償を行っているのです。

4 そればかりでなく、被告らは、全国の原子力発電所を再稼働させるべく準備を進めています。全国の原子力発電所で、再稼働に向けた安全審査が進められています。しかし、事故の原因も責任の所在も明らかにしないまま、被告らによって「確認」された「安全性」など信用できるはずもありません。

5 被害者に対する完全な賠償を実現し、同じような事故を二度と起こさないためには、本件事故が被告国と被告東京電力の対策不足によって引き起こされたこと、言い換えれば、被告国と被告東京電力が必要な対策を講じていればこの事故は起こらなかったということ、両被告に強く自覚させなければなりません。

すなわち、本件事故を発生させた責任が被告国と被告東京電力にあるということを経法的に明らかにすることこそが、本件訴訟の目的であり、決して回避してはならない論点です。原告らは、被告らの責任を問い続けます。

## 第2 国と東京電力の責任

1 原告らは、被告らが原告らに対して共同不法行為責任を負うこと、被告らに本件事故の発生について過失があることを立証します。

2 この過失の有無を判断するにあたって考慮されなければならないのは、原子力発電所という危険極まりない施設を運転・管理して利益を享受している者には、事故が起こらないよう対策を行うべき、極めて高度の義務が課せられているという点です。

原子力発電所の大規模な事故は、その施設の破壊が重大というだけでなく、放出された放射性物質の拡散によって、広範囲の地域の住民等の健康・生命に回復することのできない悪影響を与え、市街地・農地・山林・海水を汚染し、経済的活動を停滞させ、長期間の避難等によって地域社会を崩壊させるという、他の分野の事故には見られない特異で深刻な影響をもたらします。

このような危険極まりない施設を事業として運転し利益を得ている電気事業者や、その設置を国策として

推し進めてきた国は、危険な施設が決して事故を起こさないよう、事故の原因として想定され得るあらゆる事象に対して、それが発生する可能性がわずかでも存在するのであれば、これに対する万全な対策を行わなければなりません。

3 平成26年5月21日、福井地裁は、関西電力に対して大飯原発の原子炉の運転差止を命じる判決を言い渡しました。

その判決では、原子力発電所の安全性について、次のように述べられています。「原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置が取られなければならない」。そして「生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利」としたうえで、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である」としています。

また、その具体的危険性については「地震という自然の前における人間の能力の限界」を認め、「地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしか過ぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる」としています。

この裁判で問題となった「基準地震動」は「700ガル」でした。ガル数が大きくなるほど地震の規模が大きくなるとされていますが、福島第一原発の1号機から3号機が建設された当時の耐震設計の基準はわずか256ガルでした。その後、平成18年に安全基準が改訂され、被告東京電力は耐震設計の基準地震動を600ガルと設定しましたが、600ガルの地震動に対する各設備、施設の耐震安全性のチェックさえも満足に行われることなく、平成23年3月11日を迎えてしまったのです。

4 本件事故について見れば、被告国や被告東京電力が講じていた安全対策は極めて不十分でした。

福島第一原発の1号機は、本件事故当時、設置46年目でした。1号機が設置されて以降、地震や津波に関する知見は進展し、被告らは平成14年7月の段階で、福島第一原発付近で発生した地震とこれに伴う津波によって全交流電源喪失が起こり、その結果本件事故のような原発事故が発生することを認識していました。そして、その対策の必要性も認識しながら、被告東京電力は十分な対策を行いませんでした。

一方、電気事業法39条は、事業用電気工作物について、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないような技術基準を策定することを定め、同法40条は、事業用電気工作物はその技術基準に適合していないと認めるときは、国は、それを設置する者に対して、技術基準に適合するように工作物を修理、改造、移転し、又はその使用を一時停止すべきことを命じることができる」と規定しています。しかし、このような規定があるにもかかわらず、被告国が被告東京電力に対して同法の技術基準に適合する措置を講じるよう命じることはありませんでした。

被告国や被告東京電力が本件事故を防ぐことは決して困難なことではありませんでした。福島第一原発に設置された各原子炉の安全性に疑念が生じた時点で、その運転を停止していれば、本件事故が起こることはなかったのです。大飯原発に関する福井地裁の判断枠組みを前提にすれば、福島第一原発が、直ちに運転を停止しなければならない危険な状態にあったことは明らかです。

結局、被告東京電力は事故防止のために必要な対策を怠り、被告国は被告東京電力に対して必要な対策を行わせる措置をとることを怠りました。被告国と被告東京電力の怠慢によって、本件事故は引き起こされたのです。

### 第3 原告らの損害

1 本件事故の大きな特徴として、その被害の広範性、継続性、深刻性を上げることができます。

2 まず、本件事故によって、広範囲に放射性物質が拡散しました。統計上判明しているだけでも、実に

30万人を超える人が避難を余儀なくされました。

また、避難によって生活の基盤を奪われ、住民が離散してしまった地域で、本件事故前の生活を取り戻すことは極めて困難です。加えて、放射性物質の毒性は長期間継続し、土壌や河川の中で循環を繰り返し、人の生命・身体へ影響を及ぼし続けます。

そして、本件事故は、被害者に対して避難生活を強いて住み慣れた土地での平穏な生活を奪うだけでなく、それまで培ってきた人間関係、就労就学環境など、その人の人格を形成する基礎となっている生活環境を破壊しました。これによる原告の喪失感や孤独感は計り知れません。それと同時に、被害者は生涯にわたって、本件事故での放射線被ばくによる健康被害が、自分や家族の身にいつ実現するかわからないという恐怖と不安を払拭することができないのです。

3 被害者の苦痛と困難を理解した正当な賠償が行われなければなりません。

### 第4 まとめ

本件は、国及び東京電力の本件事故に対する法的責任を明らかにし、被害者への十分な賠償を行うよう求める裁判であり、同時に、今後同じような事故を二度と起こさないための裁判です。

裁判所におかれては、被告らが果たすべきであった責任の内容をつぶさに検証し、被告らとその責任を果たしたのかどうかを明らかにするよう求めます。

以上





## 福島原発さいたま訴訟を支援する会 結成にあたって

悪夢のような福島原発事故は、発生から3年経った現在も全く収束していません。被害者の方々は、放射能汚染と被曝の恐怖にさらされ、故郷を追われ、現在も遠く離れた土地で困難極まる避難生活を強いられています。懐かしい故郷でのくらしを失い、土地も家も職も失ってしまいました。ところが、東京電力の賠償基準は、この未曾有の被害に対し全く不十分です。国も東電も、被害を過小に評価し、自らの責任に真摯に向き合っていません。

そんな中、福島から埼玉へ避難されてきた6世帯16名の方々が、止むに止まれぬ想いで2014年3月10日、さいたま地裁に、国と東京電力を被告とする損害賠償請求訴訟を提起しました。

**この訴訟は、①国と東電の責任の明確化 ②真の生活再建に足る 損害賠償請求 ③事故の再発防止 を目的としています。**このことは私達自身の問題でもあります。私たちは、このような被害を2度と繰り返させたくない、と立ち上がった原告の方々を支えたいと、「福島原発さいたま訴訟を支援する会」結成の準備を重ねてきました。

「あれから3年の月日が経ち、実際に被害にあわれた方々に寄り添った思いを、誰もが共有しているとは言いがたいのが実情ではないでしょうか。この訴訟によって、少しでも多くの人たちが今も続く苦しみについて知り、考える機会になればと願っています」  
(福島原発さいたま訴訟を支援する会呼びかけ人 十文字学園女子大学短期大学部 小林実准教授)

まず、私達自身が、被害者の方々の苦しみについて、深く思いを寄せ、考えることから始めたいと思います。そして、その仲間を増やしていきたい。支援の輪を広げ、多くの人たちと共に、この訴訟を最後まで見届けましょう。

支援する会は、

- 原告団・弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- 裁判の内容を広く市民に伝える広報活動を行います。
- 原告団と連携して原告団・支援者交流会を開催します。
- 裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱいに!!
- 会員を拡大しカンパを募ります。

## 福島原発さいたま訴訟を支援する会 規約

### 第1条 (名称)

この会は「福島原発さいたま訴訟を支援する会」(略称 福彩支援)という。

### 第2条 (目的)

この会は、福島原発さいたま訴訟を支援することを目的とする。

### 第3条 (会員)

この会の構成員は、上記の目的に賛同し年会費一口1000円を納入する個人をもって構成する。

### 第4条 (役員)

この会は、総会において会員から次の役員を選出する。  
代表：若干名／事務局：若干名／会計：1名

### 第5条 (運営)

この会は、活動推進のため年1回の年次総会、事務局員などによる月例会を開催する。

### 第6条 (会計)

この会は、会費およびカンパなどによって運営する。

### 第7条 (所在地)

この会の所在地は、会計担当者の住所とする。

### 第8条 (設立と施行)

設立日 2014年3月30日

施行日 2014年3月30日

\*なお6月18日の福彩支援の会結成集会で、以下の役員が選任されました。

代表 北浦恵美  
会計 内田ちか  
運営委員 愛甲 裕



運営委員 猪股 正  
 運営委員 岡本 卓大  
 運営委員 桂川 潤  
 運営委員 小林 哲彦  
 運営委員 前田 妙子  
 運営委員 前田 俊宜  
 運営委員 町田 由香  
 運営委員 松浦麻里沙  
 運営委員 森 斌  
 運営委員 湯澤 安治  
 運営委員 吉廣 慶子

## 福彩支援の会 呼びかけ人

(2014年6月現在)

**梓澤 和幸** 弁護士、NPJ代表  
**安藤 聡彦** 埼玉大学教授  
**石川 逸子** 詩人、作家  
**池田こみち** 環境行政改革フォーラム副代表  
**磯野 弥生** 東京経済大学現代法学部教授  
**井戸川克隆** 前双葉町長  
**宇都宮健児** 元日本弁護士連合会会長  
**菊一 敦子** 環境・消費者運動  
**久野 勝治** 星陵大学教授・東京農工大学名誉教授  
**小島 力** 福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人  
**後藤 正志** 元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長  
**小林 実** 十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授  
**肥田舜太郎** 医師  
**篠永 宣孝** 大東文化大学教授  
**菅井 益郎** 国学院大学教授  
**須永 和博** 獨協大学外国語学部  
**高橋千劔破** 作家・文芸評論家、日本ペンクラブ常務理事  
**田中 司** 立教小学校元校長  
**三浦 衛** 図書出版・春風社代表  
**松本 昌次** 編集者・影書房  
**水島 宏明** ジャーナリスト、法政大学教授  
**山田 昭次** 立教大学名誉教授：日本近代史  
**渡邊 泉** 東京農工大学准教授

## 呼びかけ人からのメッセージ

### ▶ 安藤聡彦さん

福島原発事故の総括なくして、これからの日本社会の展望は出てきません。大変な勇気を努力をもって訴訟を決意された皆様に心から敬意を表するとともに、できるかぎり応援させていただきたいと存じます。

### ▶ 梓澤和幸さん

埼玉県立浦和高校出身です。双葉町の方々が加須に避難して来られたときから、強い関心を持っていました。さいたまアリーナに避難された30代男性がテレビカメラに向ける強い視線が記憶に残っています。

### ▶ 井戸川克隆さん

私達は何も悪い事はしておりません、当然原発の所有者でも管理監督者でもありません。事故の責任を取る立場には無いことはあらゆる法を見ても分かります。

しかし私たちは避難指示の下、避難をさせられました、避難指示区域ではない皆さんも区域の方と同じく放射能の危険を避けるために避難をしました。自分の健康を守ると言う権利に基づいて放射能からの避難を決意しました、福島の実状を考えたときに放射能は危険ではないと言う宣伝に強い恐怖を感じてしまいました、しかも田村市の都路地区では家の周辺しか除染をしないで帰還せよと言う無責任さに衝撃を受けています。安全の承認は住民が決める事なのに国・県・市が決めています、正に福島県の恐ろしさを世間に知らしめています。

私はこのような決定を含め自分のあらゆる権利の侵害と事故が無ければ避難しなくても済んだことに対して、不本意な不利益の完全な賠償と生活保障を求めるために、あらゆる正義の戦いをしていきます。原発事故で苦しんでいる皆さん立ち上がりましょう、我慢はもうこれ以上しては駄目ですよ。

国策と言うあいまいな宣伝と事故は起こさないと言う国及び東電を信じていた善良な福島県民は国民の義務を果たしながら平和に暮らしていました。何の罪も責任もない私たちが愛していた故郷を離れる苦渋の決断を強いて置きながら避難生活の凄惨さは地獄のよう

な毎日です、憲法24条2項の個人の尊厳、憲法13条の幸福追求権、同条の環境人格権等法の下での平等、生存権、先住権を無視続けている事故の責任者に対し堂々と損害を表明しなければなりません。損害の項目には限りがありませんが少し挙げてみます、自然環境、伝統、文化、歴史、居住権、移動の苦痛、移動の負担、健康障害、被ばくの強要、事業・職場・収入の断絶、学業不振、区及び隣組の崩壊、家族離散、持病の悪化、かかりつけ医からの離遠、行政からの押し付け、家系の断絶、強制移動による精神的苦痛、心の破壊などが有ります。

この事故はレベル7と言う世界最大の事故です、プラントの事故ばかりではありません、国民の平和と人権をもレベル7の規模で壊しました。政府と東電を含む原子力利権者たちはあらゆる手立てを使い事故の規模を矮小化しています、特に許せないのは税金を使いメディアにウソを流し続けている事です。国民の税金を用途外使用して被害者の当然の権利を気付かせないようにして操作しています。

この国民の1%に満たない利権屋たちに対し99%の国民は事故の責任を果たせと大きな声で応援してください。どうぞ皆さん、皆さんのご参加並びにご支援、ご協力をお願いします。

#### ▶ 小林実さん

もちろん、あのような事故を二度と繰り返してはならないということは、国民も政府もともに賛同しているはずです。

しかしあれから3年の月日が経ち、実際に被害にあわれた方々に寄り添った思いを、誰もが共有しているとは言い難いのが実情ではないでしょうか。

この訴訟によって、少しでも多くの人たちが今も続く苦しみについて知り、考える機会になればと願っています。

#### ▶ 篠永宣孝さん

東電にまず今回の事故の責任を明確化させ、破綻処理をすべきだ。

## 第1回公判を傍聴して

前田妙子(福彩支援の会・会員)

「傍聴を希望する人はこちらに1列に並んでください。」さいたま地裁の職員の声に、ロビーにいたたくさんの方が並びました。傍聴は抽選となり、この裁判に寄せる市民の関心の高さを実感しました。

公判は、原告の意見陳述で始まりました。当時、浪江町に住んでいて、訳も分からず避難させられたこと、避難生活の過酷だったことは、実際に体験した人でなくては語れないものでした。

そして、私の心にズシリと重いものを残したことは、「何気ない日常そのものを奪われた」ということでした。浪江町の自宅周辺の美しい自然、庭での野菜作りや庭木の世話、水のきれいな川」でのしじみ取り、山菜やキノコを採りに出かけたすぐ近くの山々……。

これらをすべて一瞬にして失い、もうどうやっても元通りになれないと、静かに訴える後姿が目についています。続いて行われた代理人陳述は、事故の責任を明確に指摘し、私たち市民が聴いていても、とても分かりやすい内容でした。思っていたことや言いたかったことを存分に言ってくれていると、わくわくして聴きました。

そして、国と東電のあまりにも無責任な対応に改めて強い憤りを覚えました。



## 原告側意見陳述を行って

松浦麻里沙(福彩訴訟・原告代理人弁護士)

平成26年6月18日、さいたま地方裁判所101号法廷にて、原発事故損害賠償請求埼玉訴訟の第1回口頭弁論が行われました。

傍聴に来ていただいた支援者の皆様のおかげで、101号法廷の一般傍聴席33席に対して、50人以上の傍聴希望者が集まり、記者席もすべて満席となりました。皆様のご支援に深く感謝申し上げます。

法廷では、原告側の訴状陳述、被告国と被告東電の答弁書陳述に引き続いて、原告側の意見陳述を行いました。

原告側の意見陳述ではまず、原告ご本人である木村さんから、避難生活の辛さや原発事故によって失ってしまったものへの思いを話していただきました。原発事故による被害がいかにか深刻で、取り戻すことのできない損害を被害者に与えたか、法廷にいたすべての人に伝わったと思います。

その後、代理人弁護士より、福島第一原発事故を発生させた責任が国と東電にあるということを法的に明らかにすることこそが、本件訴訟の目的であり、決して回避してはならない論点であることを述べました。

今回の期日は平成26年9月24日午後3時からに指定されました。次回期日までの間に、原告側は国と東電の求釈明や主張に対する回答と反論を、国と東電は原告の訴状に対する詳しい認否・主張を行う予定です。

弁護団は今後も、国と東電の責任を追及し続けます。皆様のご支援は、原告ご本人にとっても、弁護団にとっても、大変心強いです。これからもご支援いただけますよう、何卒よろしく願いいたします。



福彩支援ニュースに  
ご投稿ください!

次号から順次、会員・呼びかけ人のみなさまの投稿を掲載したく思っています。

支援に関連する催しや情報、あるいは裁判を傍聴したり、ニュースを読んで感じたことなど、広く「福彩支援」に関連する内容ならOK。500字程度でお願いします。お名前と肩書きを添えて、電子メール、FAX、郵便等で、巻頭の連絡先にお送りください。よろしく願いいたします。

## 編集後記



本紙でもお伝えした通り、原告の請求について、被告(国・東電)はいずれも棄却を求めています。その対応もさることながら、わたしがさらに怒りを覚えたのは、被告側代理人が放った「原告の意見陳述は、個人的な印象や感想を述べたに過ぎず…」という趣旨の一言でした。

「今回の原発事故によって、私たちは、何気ない日常を一瞬にして滅茶苦茶にされました」という原告の訴えには、長い歳月をかけ、幾世代にもわたって築き上げた、かけがえのない「暮らし」を踏みにじられた被災者の深い怒りと悲しみがにじんでいます。それを「個人的な印象や感想」と切り捨てる感性。彼らにとって、人間と自然が共存して営む暮らしの豊かさなど、眼中にないのでしょうか。

裁判で責任を追及をする以上、賠償を請求することは当然ですが、問題の本質は、お金でも何をもってしても取り返すことのできない原発災害に対して、いかに被告側がきちんと向き合い、責任の所在を明らかにし、再発を防ぐための努力をするか、を問うことにあるのでしょうか。

9月24日(水)の第2回期日では、被告側が被告側が訴状に対する認否をおこなう重要な期日です。次回もまた、傍聴席を満席にしましょう。裁判終了後に、報告集会和原告との懇親会も予定されています。ぜひこちらにもご参加ください。(K)





# 福島原発さいたま訴訟

## 9/24(水) 第2回口頭弁論の傍聴にご参加を!

### ..... 福島原発さいたま訴訟を支援する会

福島原発事故により、放射能汚染と被曝の恐怖にさらされて埼玉県に避難してきた被災者の方々は、懐かしい故郷を追われ、困難極まる避難生活を強いられています。このような被害を2度と繰り返させたくないと、6世帯16名の方々が、2014年3月10日、さいたま地裁に、国と東京電力を被告とする損害賠償請求訴訟を提起しました。

この訴訟は、①国と東電の責任の明確化 ②真の生活再建に足る損害賠償請求 ③事故の再発防止 を目的としています。私たちは、原告の方々を支えていくために、「福島原発さいたま訴訟を支援する会」を結成しました。

6月18日の第一回口頭弁論では、原告男性が、日常生活を破壊され、十分な賠償もないまま避難生活を強いられている現状を、深い憤りをこめて意見陳述し、原告代理人弁護士が、「国及び東京電力の法的責任を明らかにし、被害者への十分な賠償を求め、同様の事故を二度と起こさないための裁判」であることを強調しました。

訴状に記載された内容について、国側は、国会事故調や政府事故調の報告書に「記載がある」ものについては、「記載がある」事実のみを認め、それ以外について理由を述べずに否認。さらには、訴状における原告らの請求について、被告ら(国、東電)はいずれも棄却を求めました。

原告代理人弁護士は、その不誠実な態度を批判し、きちんと答弁するよう求釈明を行い、国側代理人は裁判長に促されて、**やっと次回期日：9月24日(水)15時開廷**が決まりました。被告側が訴状に対する認否をおこなう重要な期日です。

**次回もまた傍聴席を満席にしましょう。ぜひご支援をお願いします!**

### 福島原発さいたま訴訟第2回口頭弁論

**とき：9月24日(水)15時開廷**

**さいたま地裁** (JR浦和駅西口より徒歩10分)

\*傍聴券の抽選が予想されます。傍聴希望の方は14:15より前にお越し下さい。

終了後、**報告集会&原告との懇親会**があります。

**会場：さいたま共済会館505号室** (さいたま地裁より徒歩3分)

### 支援する会は

- ▶原告団・弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- ▶裁判の内容を広く市民に伝える広報活動を行います。
- ▶原告団と連携して原告団・支援者交流会を開催します。
- ▶裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱい!!
- ▶会員を拡大しカンパを募ります。



**会員募集中!!**

**支援する会の年会費は、一口1,000円です。**

ご住所、お名前、連絡先 (email or お電話番号) を明記の上、下記連絡先にお申込みください。

会員の方には会報とメールで情報をお伝えします。(口座番号：00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援)

\*ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名：ゆうちょ銀行 / 金融機関コード：9900 / 店名：〇一九店(ゼロイチキューテン) / 店番：019 / 預金種目：当座 / 口座番号：0550500

\*ご記入いただいた個人情報は適正に管理し、当会からのお知らせのみに利用します。

### 【福島原発さいたま訴訟を支援する会】

\*吉廣慶子 (みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel : 048-960-0591 fax : 048-960-0592

\*北浦恵美 Email : apply@fukusaishien.com tel : 04-2943-7578 fax : 04-2943-7582